

鎌倉・九条の会 ニュース

第13号 2013年 2月 発行

鎌倉・九条の会

TEL:0467-24-6596

FAX:0467-60-5410

0467-24-6577



Email:iza@kamakura9-jo.jp

HP:http://kamakura9-jo.net

第2回鎌倉憲法学校

現代日本の社会と憲法

講師 渡辺 治さん (一橋大学名誉教授)

2012年10月13日 (土) 鎌倉商工会議所・地下ホール

第一講

マスメディアと

表現の自由

〜今、マスコミは

どうなっているのか〜

いまの政治状況下、マスコミの
ありように不安・心配を抱えてい
る人が多いと思います。ほとんど
の新聞が、消費税を上げないと財
政破綻して、ギリシャみたいにな

るとか、TPPに参加しないとま
すます経済不振になるとか、民主
は自民と一緒にあって、決められ
ない政治から脱却せよとか、原
発問題では「朝日」は少し立ち位
置を異にしていますが、何とか再
稼働へ・・・というように、「東
京」を例外としてすべて一色になっ
ています。
マスコミが多様な言論を反映せ
ず、画一的で、世論を誘導するよ
うな状況になっているのはなぜか
——憲法に照らしながら考えて見
ましょう、と渡辺治さんの第一講
は始まります。

安倍政権は憲法9条の改悪を狙い、まず96条に規定される国会における
発議条件の緩和が必要として、夏の参院選で、維新の会などとあわせて3分
の2以上を占めると断言しています。先の衆院選で得票の4割で8割近くの
議席を占めた自民党ですが、この党や維新の会に投票した人びとすべてが、
彼らの改憲志向を支持していたわけではないでしょう。

実際、自民党のテレビや新聞の選挙広告には国防軍創設のことが伏せられ
ていました。総選挙前月の「朝日」世論調査では、国防軍創設反対が51%
でした。安倍政権は発足以来、国民生活に結びつかないにもかかわらず「経
済再生」という衣をまとい、鎧を隠しています。しかし、手始めに狙う、集
团的自衛権の動きは見逃せません。また、教育への政治介入姿勢も露骨です。
改憲派はあの手この手で民意を誘導しようとしています。私たち九条の会
は新たな意気込みで、創意ある活動を展開し、「9条守れ」の国民多数派形
成に向けて奮起しなければなりません。

昨春秋、第二回「鎌倉憲法学校」として開催された渡辺治さん（一橋大学
名誉教授）の講義「現代日本の社会と憲法」は、今日の政治状況を見通して、
九条の会活動の質を高めていくうえで意義あるものでした。

一、戦前戦中、 国家はどのような 言論を規制したか

二つの問題を理解しておきましょう。第一は、明治から一九五〇年代まで、程度の違いはあっても、憲法が一定の言論の自由を保障しているにもかかわらず、国家が多様な言論を抑え、規制している場合です。ですから、自由な言論を確保するには、国家の規制をいかにねのけていくかが課題でした。国家による言論規制は、いまでは欧米や日本で薄らいでいますが、中国、ロシア、開発途上国では大問題です。しかし、日本でも国家による言論抑圧のやり方を歴史的に見ておくことは大切です。

しない状況になっているという場合があります。いままさにこうした状況なのですが、ここを打開しないと、私たちが自由に知る権利を受けて、自らが主人公となって政治的判断を下す材料を手に入れることができない……。言論の自由のないところに民主主義はありません。

戦前日本ではマスメディアの

自由な言論・報道は

なぜできなかったのか

明治憲法下、国家はどのように言論報道を規制したのか見てみましょう。付け加えておきますと、現在、国家によるあらゆる規制はないですが、これは決して過去の問題ではありません。自民党の出している憲法改正案なるものには、緊急事態法規定を入れていきます。昔の戒厳令のことですが、原発事故や尖閣をめぐる武力紛争のような緊急事態が発生した場合、国会の審議を経ずして首相が市民の自由を制限することができるようにするというものです。

また、民主党にも秘密保全法をつくらうという動きがあります。

明治憲法体制下、国家がどのようなかたちで言論の自由を規制したか、ふり返っておきますが、その際、言

論だけが自由な社会はない。逆にさまざまな自由が統制された社会に自由な言論はないということを入れている。おまじょう。

明治憲法は維新後、為政者の統治に都合がよいよう一方的につくられたのではありません。広汎な自由民権の運動があつて、それらは押さえ込まれますが、主張されてきたものの一部が受け入れられてつくられたのです。その意味で明治憲法は近代憲法の一つであり、不十分なものであつても、自由を求める国民の運動を反映しているといえるでしょう。

しかし、自由民権運動は弾圧され、欽定憲法というかたちでできた明治憲法は、いまの日本国憲法とはまるきり違います。

(1) 万世一系の天皇が日本国を統治する。国民に主権はない。

(2) 法律の留保——国民の自由は、国民の代表で構成される議会の制定した法律でなければ制限できないということ、いいことのように思えますが、逆にいえば、法律によればどんな自由も制限できるというわけです。旧憲法29条に

「日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於イテ言論・集會及結社ノ自由ヲ有ス」とあり、新聞紙法、出版法、治安維持法などによって国民の自

由は極度に制限されました。

治安維持法は一九二五年に国会で制定された法律ですが、国体変革を目指す共産党に入っただけで、三年以上の懲役を科す、最高指導者には極刑をも科すといった大変な法律です。

明治憲法下、法律によって市民の自由が規制されるわけですが、法律で縛られなければ大丈夫かというところはいきません。天皇が公共の安寧秩序を保持するためとか臣民の幸福のためという理由で、法律に代わる勅令を出すことができたのです。その最たるものが天皇の発する戒厳令です。二・二六事件のとき、戒厳令が布かれ、市民の自由は規制され言論の自由などありませんでした。事件の全容が報道されたのは一年程後でした。

天皇の命令が発せられるのは緊急事態のときだけではありません。帝国議会が混乱して法律が決められないとき、天皇が命令を発し、問題になっている施策を実行させることができるのです。

言論に対する事前規制と

事後処罰

こうした明治憲法において、言論



や報道はとくに厳しく制限されました。

(1) 事前規制と事後処罰の組み合わせで言論を規制する——一般に刑法では犯罪がおこなわれたあと相応の処罰が科せられるのですが言論の場合は、それだけでは十分なわけです。政権に不都合な事実が、市民に明らかにされてからでは遅いので、事前に規制することが必要というわけです。

(2) 新聞、出版の事前規制は、検閲、発行禁止から発売頒布禁止というかたちでおこなわれます。出版法には、「文書図画ヲ出版スルトキハ・・・製本二部ヲ添ヘ内務省二届出ヘシ」とあって、「安寧秩序ヲ妨害シ・・・風俗ヲ壊乱スルモノ」は発売頒布を禁止することができるとあります。たとえば谷崎潤一郎の『細雪』は、国家非常時に風俗を壊乱するものとして発禁になってしまいました。こうして新聞、出版の事前規制がおこなわれる一方、事後処罰規定があり、関係者には脅威でした。

国家の規制とマスコミの

企業論理の融合で

第一次世界大戦後、大正デモクラ

シーの時代に入ると、言論の大量化——出版物などのマスプロ口状態が起こり、既存の警察的取締りでは間に合わなくなってきました。もともと発禁制度は、権力に都合よくできていました。たとえば大量の出版物が届けられた場合、検閲官が全部を読むことができないまま出回ってしまいますが、後でこれはいけないものと思いつけば、刊行後何年経っても発禁にできました。美濃部達吉の天皇機関説を説く憲法に関する著作は、初版発行後二十数年経って内務省が発禁にしました。

それでも第一次世界大戦後、日本の言論出版は極めて大量になり、いくら警察が検閲官を用意しても間に合わなくなりました。そこで、発禁制度はあるけれども、言論統制を自主規制というやり方でやらせることになりました。マスコミの側が、これは危ないと思ったら、書かない、発表しないと自分たちを規制するのです。なぜそうするのか。マスコミが大きくなると、企業営業の視点が入ってきます。新聞社にとって、新聞の発禁と回収は怖いですし、出版社もつくった本が発禁になると経営上大打撃です。発禁と自主規制の間に、削除、伏せ字をやって、何とか刊行にこぎつけるというやり方があります。

言論メディアの多様化に応じ、規制のあり方に工夫がなされました。新聞、出版のほかラジオ、映画、演劇などそれぞれに規制のやり方があります。たとえばラジオの場合、放送原稿を事前にチェック、しかし原稿にないものをアドリブで出されは困るので、検閲官がラジオを聴いていて、不都合な言論が出てきたら放送を切ってしまいます。

戦時体制は極度に

言論報道を抑圧する

戦争がさらにマスメディアの言論を抑圧します。戦争になると権力にとって危険と思われる言論だけでなく、広範な情報統制されます。たとえば、天気予報も発表できなかったし、船舶の移動、米の買い付けなども軍隊の移動を明かすことになるというので報道できません。そして、「何を報道してはならない」から、「何を報道しなければならぬ」かに変わっていきます。

たとえば治安維持法によって弾圧され、余儀なく転向した文筆家は、一九三七年の日中戦争以降、積極的に戦争に協力して、従軍報道を請け負って、日本軍の非道な戦闘行為を讚美するような記事を書かなければ、

報道界で生きていけない事態になりました。もちろん報道統制は深化徹底し、秘密保護法制が体系化され、記事差し止めが横行します。

また、戦争に積極的に協力する言論機関には、紙を十分に渡し、非協力的と思えるところには、言論人にとってお米である紙を配給しなくなりました。

当時、「中央公論」は最も骨のある雑誌でしたが、紙の配給が制限されました。

二、日本国憲法の下で 自由な言論、報道は 保障された…… しかし……

明治憲法下、法律の範囲でという制限付きの言論の自由さえも戦時になって、まったく自由度ゼロの状態になりました。第二次大戦後、私たちがいま、もっている日本国憲法は、そうしたことへの反省のうえに立つて、言論、報道の自由を保障しています。どのよう保障しているのでしょうか。

憲法は自由な社会をつくることに力点を置きました。緊急事態規定が一切なく、福祉的生存権規定よりも、市民の自由権的人権規定が詳細に書

かれています。市民の自由を手厚く保障したのは戦前の反省からです。言論報道の自由についても、法律の範囲内で保障するということなく、21条には「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」とあり、絶対的自由の保障となっています。

第21条の二項で「検閲は、これをしてはならない・・・」と書いてあります。教科書検定が問題になります。裁判所や文科省は検閲ではないといいますが、れっきとした検閲になるのではないのでしょうか。そもそも言論の自由を保障すると書かれていれば、検閲はしてはならないのは当然なのですが、現行憲法はあえて屋上屋を架するように念を押して検閲をしてはならないと書いています。

現行憲法が保障した

言論の国家からの自由は

簡単に実現しなかった

ところが市民的自由、ことに言論の自由は決して簡単には確保されませんでした。とかく国家権力は当時の日本政府であろうと、国民の知る自由を保障したら政治がやりにくいことになり、これら市民の自由を規

制したいと思うようになります。占領軍の権力でもって出版法とか新聞法とか、治安警察法とか治安維持法したにもかかわらず、GHQの指示に対し日本政府は抵抗しました。

一九五〇年末までは国による自由の規制と、市民による自由を拡大しようとするものとの攻防の歴史があつて、私たちはその歴史を経て、国家権力の規制を後退させ、ようやく市民の自由を確保してきたことを見なくてはならないでしょう。

GHQに対し日本政府が抵抗した例を一つだけ挙げると、一九四六年の食糧メーデーのことがあります。松島さんという方が掲げたブラカードに不敬罪が適用され逮捕されたことは占領権力側のマッカーサーを驚かせました。特高警察をパージ自由を束縛していた戦前のあらゆる法律を占領直後の一九四五年十月に解除したはずだったのに、刑法のなかに隠れていた不敬罪を見逃していたのです。

占領政策の変更のもとで

アジアの平和のためには、一九〇〇年から一九四五年までアジアの平和を侵害した唯一の国、日本の軍国主義をなくすことが必要と考えていたアメリカですが、中国革命などのアジア情勢の変化からみて共産主義を抑えることも必要であると考えようになりました。戦争をさせてかく日本を自由陣営の国にしたのに、下手をしたら共産主義の勢力が大きくなって日本にも革命が起きるかもしれない。それを防ぐためには、そう市民の自由をいっていいは、アジアにおける自由主義は守れない、ということであるアメリカが占領政策を転換することになりました。

東西冷戦対決の下、アメリカ本国で、共産主義取締りのための立法が容認されたことを喜んだのは日本の政府でした。破防法をつくり、占領軍も各地に公安条例をつくらせていきました。そのような状況にあって国民は「何だ戦前の状態と同じではないか」と気付きました。

しかし、この破防法が成立しても、知識人の反対や憲法裁判を通し、また戦後民主主義運動の高揚によって国家からの自由の規制に歯止めをかけることとなりました。民主主義の

土台としての市民的自由は、どのような立法によっても犯すことのできないものとして裁判所でも憲法論が主張され、裁判所も正当な判断をせざるを得ないものになり、むやみな破防法適用は違憲とされました。現存する公安条例にしても規制を緩めざるを得ないようになりました。一時これらはマスメディアの表現をも鼓舞しました。

「言論の自由の大切さ」を

普遍化した幾つかの理論

一つは、表現の自由を事前に規制することは、国民に目隠しをすることになり誤りであること。アメリカのホームズという最高裁判事は「よほどのことでない限り規制するのは違憲」とし、その「よほどのこと」とは、「明白にして現在の危険」という場合であるとの原則を判決のなかで説いて、表現の自由を分かりやすく説きました。

もう一つは、言論活動の自由と経済活動の自由は違う、という理論。

中身が有害な食物であつたら、何を売ってもよいことにはならず、きちんと規制しなければならぬ。そのように経済活動の自由を公共のために規制するのは違い、言論の自由



はあくまで認めなくてはならないという主張であって、これをダブル・スタンダード論といえます。

およそ五〇年ほど前に市民の運動と学者たちの活動の積み重ねで、日本も憲法により市民の自由が保障されるような社会にようやくなってきましたが、そこから次の、新たな問題が生じてきました。

国家権力が介入しないだけでは 言論の自由は実現されない

国家が介入してこないのに、自由で多様な言論がなされる社会ができたかという点、そうではない状況が生じました。それが「マスメディア企業社会内の自由の有無」という問題です。

いくつかの例を挙げてみます。

(1) マスメディアとなった企業が経営的な理由で自主規制をおこなった場合。

(2) 国家が弾圧をしなくても右翼がテロの暴力をふるった場合。

(その実例、浅沼相次郎刺殺事件・「風流夢譚」事件による嶋中事件・

「思想の科学」発売自粛・大江健三郎「セブンティーン」事件・桐山襲「パルチザン伝説」事件)。

(3) 自由な言論、報道への「自主

規制」という新たな脅威。

三、マスメディアの自由な 言論と報道は なぜ閉塞しているのか？

これには二つの問題があります。

メディアの産業化・ 巨大化という問題

アメリカでもイタリアでもほとんど共通して、メディア産業が巨大化・ロングロムリット化して産業として成立を図っています。国家が介入しなくても経営上の利害から自主規制がおこなわれます。読売・朝日がそうです。

極端な例はNHKであって、公式には予算および経営委員人事の国会承認があり、実質その時の内閣によって「あなた方は国民の負託に応えた番組編成をしていますか？」となります。たとえば慰安婦問題で麻生、安倍両実力者が「予算が国会を通りませんよ」と脅したといわれています。以後NHKは一切慰安婦問題がだせなくなってきました。

日本の新聞・テレビ産業にとって一番大きな圧力になるのは、広告収入です。これは日本独自のものです。

広告を届ける各戸配布の体制が広告収入の基盤となり巨額の広告料が産業を成り立たせるとともに、広告をだす大手業界がメディアに圧力をかけ、多様な報道を規制し偏向を要請することになります。

国民の声がメディアの命運にかかわるところまできて、例えば朝日の原発廃絶問題のように、ようやく社の報道姿勢を変更することになりましたが、七〇年代には東京電力の広告料の圧力によって原発を原発支持に大転回したことがあったのです。

政府発表をたれ流す

マスメディアのもう一つの問題はなにか？日本の報道従事者、特に新聞記者には企業人であるという日本の特殊な制約があります。企業のなかには、普通に企業人として昇進、昇格していける。報道人である前に「何社の社員である」ということです。もし企業人としての論理を報道人としての倫理に従属させたとしたらどうなるでしょうか？いつまで経っても昇進、昇格ができません。ということであり、企業の論理からすれば仕方がないとされます。実際にそのような事態になった記者、出版部員のケースを知っています。

日本で原発の取材を日本人記者と一緒に取材しているアメリカやヨーロッパの記者から「日本の記者は記者ではない、あんなにいい加減な政府発表を信用しているようなのは記者でない」といわれました。しかも、いまのメディアの記者は正社員であって危険な事件現場の取材はすべて正規の報道員によるものです。これでは、いくら言論の自由が憲法によって保障されているからといっても、ちっとも多様な言論の場にはなりません。

言論の場をどう改めたらよいか

では最後に、国家権力による侵害と産業としてのマスメディアという二つの影響のなかで、多様な言論というものが脅かされている状況をどう打破していくかについて自覚しておくべき点を考えておきます。

- 1、いまは戦時下と責任の重さが違う。戦時下には国家によって余儀なく強要されたが、いまは少なくとも軍部によって脅かされてはいない。しかし、いまのほうが悪い。
- 2、戦前は軍部に追隨した。いまは逆に政府を指導しているのがメディア側であり正常でない。
- 3、必要なのは市民的自由を前に進

めること。知る権利を要求して行動すること。国民的な自由は使わないとサビる。自由の侵害には強く抗議すること。

4、極めて重大な「緊急事態法」の危険性にたいし阻止すること。

5、市民的自由を優先するメディアをつくっていく。現場（たとえば被災地の福島などの現場）にいる記者を育て、変える。メディアの高さは民主主義の高さ。

6、市民の力を発揮し、メディアを変えるような運動をする。

第二講

現代の

憲法改正案を読む

いま、なぜ改憲か

一、改憲案ラッシュの

三つの背景

その(1) 二二年來の執念

一九九〇年冷戦の終焉とともにグローバル経済が始まり、世界はいわゆる新自由主義で一つになったとも

いえるようななかで、日本の政治を変えるよう迫る二つの問題が起きてきました。

一つ目は、冷戦中は自由主義圏の防衛は、たとえばヨーロッパではNATO諸国がみていたが、冷戦後世界の憲兵として名乗りを挙げたのがアメリカです。ひとり勝ちしたように振舞うアメリカですが、日本も一緒に血を流さなければならぬという圧力がかかり、軍事大国化するよう求められました。

二つ目は、グローバル化した経済の下、大企業の競争力を強化して儲けを大きくする、儲けを大きくするために労働コストを下げる。儲けたお金が税金として持っていかれないようにするという構造改革が進められます。財政を大きくしないために社会保障を切る。大企業の税金を下げ、消費税を上げる。このように軍事大国化への動きと構造改革が一斉に進むようになり、それに対する反対運動が、二〇〇〇年代になってから始まります。

憲法9条のもとで、日本は戦争を放棄する、軍隊を持たないといっていたのですが、憲法を改正しないと軍隊がもてないという状況のなかで、一九五〇年代に岸信介首相が憲法改悪を図って、まず安保改定で自衛隊

がアメリカ軍を積極的に守れるようにしましたが、安保反対闘争のたかまりのために憲法改悪のほうは見通しが立たなくなりました。

そこで自民党政治は憲法9条を変えないで自衛隊を大きくするという方式をとりました。(解釈改憲)「自衛隊は憲法9条が禁止している軍隊ではありません」という解釈で、いまでも政府はそういつています。

国民の安全を守るために最小限度としての備えとしてあるのが自衛隊なのだから国益を実現するために海外で戦争したり、侵略したり、アメリカと一緒に戦って戦ったりはしませんというのです。

しかし一九九〇年代からアメリカと一緒に血を流せ、海外に出動せよといってきた、その解釈では難しくなる。そこで改憲問題が起こってきました。二二年來の執念があらわになってきます。アメリカとともに戦争ができるようにするために9条を変えて、いままでの自衛隊を戦力と位置づけたくなりました。しかし平和運動が一九九〇年代に入っても強かったため、再び解釈改憲で自衛隊を海外に「派遣」できるようにしようとした。いままでどおり戦闘地域での「派兵」は認めておりません、しかし「派遣」はいいんで

すという解釈を取りました。

二〇〇三年初めてイラク特措法を制定して、自衛隊をイラクに「派遣」(派兵ではなくといつて)することに成功したのは小泉政権です。これは自衛隊始まって以来のことです。でも9条をもとに「派兵」ではないといつたために人殺しはできなかつた。武装勢力と戦うことはできませんでした。それでイギリス軍が日本軍を守るために武装勢力と戦いました。そこでアメリカは改憲に向けて圧力をかけてきました。改憲して集団的自衛権を認め、アメリカと一緒に堂々と血を流して戦うべきだと初めて口に出したのが、安倍さんです。安倍さんは一年で辞めました。お腹が痛くなったことと、もうひとつは改憲の動きへ大きな反対運動が起こつたことがその理由です。



改憲を阻んだ九条の会運動

二〇〇四年、改憲を主張したときに立ちはだかったのが九条の会で、二〇一一年十一月には全国で七五〇〇の九条の会がつくられています。人口一千万五千〜二万人にひとつ全国に平均してつくられています。九条の会は一九九〇年代からの市民運動が土壌になって、「九条を守る」で初めて手をつなぎ、多くの人たちが立ち上がりました。世界の平和運動のなかで中央や大都市だけでなく、これだけ地域の平和運動が力を持っているのは日本だけだと思います。改憲問題に九条の会が二つのインパクトを与えました。ひとつは世論を変えて改憲を挫折させたということです。

初めてマニフェストで、改憲に積極的になっていたのが、二〇〇七年には改憲に慎重にと変わりました。九条の会が世論を変えたからです。

その(2) 民主党政権の新自由主義、日米同盟への回帰

民主党が政権をとって、構造改革を止めてもらいたい、軍事大国を止めてもらいたいという期待に乗って民主党が前進したことを一番良く知っていた鳩山さんは一言も改憲をいわず、財界とアメリカの圧力でつぶされます。代わった菅さんは構造改革を元に戻すといって、支持率が下がり、実行できず、財界から辞めさせられました。そして登場したのが野田さんです。野田さんは消費税を上げるために自民党と手を組み、八月に消費税を10%にする法案を通常国会で通してしまいました。民主党が変節して、自民・公明と二党合意をしたことが改憲、TPPを強行するための土俵を国会でつくってしまいました。民主党が改憲の方向へいけば、国会で改憲案がでてくる条件が整ってくるということです。近いうちに解散があります。自民党が第一党になるでしょう。そして第二党に民主党がなった場合には自

民と民主と公明の大連立ができるでしょう。維新の会が第二党になった場合には維新の会と自民党が組むでしょう。その時、連立協定がつくられます。そのなかに必ず憲法改正のことが入ってくるでしょう。

その(3) 改憲への手続きが着々整えられる

安倍さんは一年で政権を辞めましたが、改憲手続法という悪い置き土産を残しました。今回3分の2の多数が取れるということで、改憲をやるぞといえは直ぐにできる改憲手続法があるということをおまておく必要があります。

改憲手続法はできたけれども安倍さんは辞めてしまった。福田さんも麻生さんも施行はできなかった。事態が動いたのは菅政権の時、消費税増税のためには自民党と民主党が手を組まなければならぬと自民党に手を差し伸べました。その代わり衆議院でも参議院でも憲法審査会をつくりますと約束して発足させました。いま動いています。審査会があるということは改憲案が国会でまとまったら、ただちに採決して国民投票にかける手続きがおこなわれる、というわけです。

二、大連立「政治と改憲の新段階

大連立というのは、かつての言葉でいえば翼賛政治ということですが。なんでも法律は通るといことになります。マスコミは、大連立を組まなければ決まる政治も決まらないといっています。でも大連立の政治は一見いいように見えますが、よくないのです。だいたい長続きしません。なぜかというとなんでも法律が通ってしまうから自民党だって民主党だって同じ穴のむじなだと思ってしまう。次の選挙では民主党も自民党も公明党も減って、とんでもない政党が出てくる可能性があります。政治が長続きするための一番いい方法は保守二大政党制で、これなら同じ穴のむじなにはならない、自民党と民主党がけんかをしながら交互に政権を担う。相互にキャッチボールをしながらですが、国民にとつては目先が変わります。だけと政治の流れは同じ、これが一番安定します。保守二大政党制で適度に国民の不満を吸収しながら政治を前進させる。小選挙区制はそれを目指したのですが、途中で話が狂ってしまいました。構造改革の政治があまりにもひどい矛盾を爆発させたのです。そのため

に民主党は反構造改革の立場に立ったのです。

そこで「緊急避難的に大連立をつくって、終わったところでもう一回けんかをしてください。そして元に戻ってください」というのが財界・マスコミの考えているシナリオなのです。

最大の課題が改憲なのです。これは大連立の時にしかできないのです。そのなかで執念の改憲とは違った狙いがいまでできています。二二年来の執念は9条の改悪一点が狙いで、ほかは関係なかった。ところが最近もうひとつの目論見が大連立のなかでつくられてきました。憲法は民主主義をあまりに徹底し過ぎた、参議院の力が強すぎる(橋下さんは参議院をつぶせといっている)。つぶして衆議院だけにすればもっと早く悪法が通る。そのためには憲法を改悪するしかないのです、9条改悪して戦争ができるようにするだけでなく、もっとスイスイと政治が決められるようにという声が最近になって強まってきました。それをいま最も強調しているのが橋下さんです。

手始めに衆議院議員を半分にすれば一気に通る。比例定数をなくせば共産や社民やうるさいやつらはみんないなくなるというわけです。

国民の大きな平和運動や反構造改革の運動のお陰で構造改革や軍事大国化の政治が進まない、憲法改悪も進まない、だからまず政治体制を変える必要があるということです。

三、改憲案を読む

―自民党の日本国憲法改正草案と維新の会の改憲構想を素材に改憲案を読み解いていきます。

改憲案、三つの狙い

自民党や保守支配層の考えている改憲案をみると、意図する狙いが三つあります。

第一は、自衛隊を戦争ができる軍隊にする。第二は決められる政治体制づくり。第三は社会の統合強化です。いま、各政党がだしている改憲案のなかで、この三つがすべて入っているのは自民党案です。

第一の9条の「戦争の放棄」では第二項の「戦力を持たない」という規定を取り、「国防軍保持」と「自衛権の発動を妨げるものではない」を入れしました。これは国を守る名目で日本が武力を発動するということです。自衛権には二つあると国連憲章には書いてあります。一つは個別的

自衛権。これは他国が日本に侵略、侵攻した時に押し返して日本の安全と独立を守るもの。二つ目は集団的自衛権。これは自国が侵略されなくても、自国の同盟国が攻撃された時、同盟国を攻撃した国に対して攻撃することができるといって、昔でいう軍事同盟の論理です。それだけではなく、「自衛隊」という言葉をやめて、「国防軍」として、「審判所」を置いて、軍法会議も認めるとなっています。

さらにもう一つ国際貢献、世界の平和と安全を確保するためということとで、「国際的に協調しておこなわれる活動もおこなうことができる」としました。これは同盟国であるアメリカがおこなっているイラクやアフガンとの戦争に参加できるということなのです。もしこの自民党の9条が通ったら、日本は一気に軍事大国に、いままで二二年間やろうとしてできなかったことが一気にできるようになります。

第二の決められる政治では、21条の第一項の「集会結社及び言論出版、その他一切の表現の自由」の規定は残しています。しかし教科書検定で一番問題になっている「検閲は、これをしてはならない」をなくしました。そして、「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動並びに

それを目的として結社することは認めない」という規定を入れました。

日本には公安調査庁という、一九五二年に破防法という法律に基づきつくられた官庁がありますが、この機関は公の秩序を害することを目的とした団体と認定した団体に対して、スパイ活動をおこなっており、団体名も列記しています。21条が具体的に意味しているものは、共産党とか労働組合等が危険な団体だと認定すれば、結社を禁止することができるといことです。まさに治安維持法そのものなのです。

そして次に28条に「公務員の労働基本権は制限することができる」というのを入れました。「公務員はストライキをしてはならない」。これに対して「LO」が「憲法違反であり、早く公務員の労働基本権を認めなさい」といって続けてきている問題ですが、自民党案はわざわざ「労働権の全部又は一部を制限することが



できる」と入れたのです。これは決められる政治をおこなうためです。

これは、改憲案のことではありませんが、共産党・社民党等の野党は国会にはいないほうがいい。そのために選挙制度の比例定数をやめてしまえといっています。いま民主党がいつているように衆議院の比例定数を八〇削減すると、共産党は四〇くらいになってしまい、社民党は〇になります。こういう状態をつくれれば国会で騒ぐ人がいなくなりテレビを通して国民に見えるのは自民党と民主党くらいですから彼らの思うままになります。

そして98条に「緊急事態宣言」を入れました。日本国憲法には表現の自由、市民の自由な社会をつくるために世界のほとんどの国の憲法にある緊急事態の規定がありません。そこで98条に「国会を通さず、法律と同じ効力を有する政令を制定することができる」と入れました。これは戒厳令を意味します。国会を通さず総理大臣の命令で市民の自由を制限する、結社を禁ずるのです。その口実になったのが三・一一です。緊急事態の法律がなかったから、何もできなかった、機敏な対応ができなかったといっていますが、これはやれなかったのではなく、やらなかった

ただけの話です。

第三の社会の統合ですが、第1条に「天皇は日本国の元首」であると規定しました。そして24条で「家族は社会の自然かつ基礎的な単位として尊重される。家族は互いに助け合わなければならない」という規定を入れました。現在の24条は「婚姻は両性の合意にのみ基づいて成立し夫婦が同等の権利を有することを基本として相互の協力により維持されなければならない」と規定し、家庭生活における個人の尊厳と両性の平等をうたっています。「家族は大事だ」などは一言も書いていません。自民党はこの男女平等をとってしまい、「家族は互いに助け合わねばならない」と変えたのです。天皇の元首化とか家族を守る規定とは一体何なのか。いま、日本は構造改革のなかでかなり分裂し、貧困等、さまざまな困難を抱えています。これを何とかしなければなりません。そのためには天皇を中心として、日本社会の団結が必要だといっているのです。この団結の基礎が家族である。この場合の家族は、現憲法25条が、国民の生存権や社会保障を国の義務としているのに対して、むしろ国の義務を家族に委ねるのが狙いです。

現在日本の政治で問題になっているのは生活保護です。「家族は助け合わねばならない」という規定は、どんな状況にしろ、扶養義務者がいる場合は生活保護はだせませんという原則をつくることなのです。単身家族や貧困層が増えるなかで求められる生活保護ですが、この規定で大胆に保護費を削ることができません。多分ほとんど利用できなくなると思っています。

もう一つは介護です。これも扶養義務者の義務をだしてきていて、一九八〇年代に破綻した家族介護の論理を再度持ちだしてきています。多様性のあるいろいろな選択肢のある社会ではなく、家族のなかに押し込める社会づくりが目指されているのです。これは自民党の改憲案の特徴です。

維新の会の案について少しお話しします。維新の会の案は自民党の案に比べると非常に簡単な案です。憲法改正のことで書いてあるのは、96条の憲法改正要件のみ。現在は国会議員3分の2の賛成がなければ憲法の改定はできません。だからまず、96条を改正してから、ゆっくり9条改正をやるうじゃないかというのが維新の会のコンセプトです。悪政を通せるシステム論が重要で96条

の改正がない限り、改憲論は絵に描いた餅だとはつきりいっています。

改憲策動にいかに向かうか

最後に、今後、私たちが改憲に対していかに対応していけばいいのかについてお話しします。

まず選挙後だされるであろう改憲案を待ってから立ち上るのでは遅いということ。憲法というのはとにかく私たちが使い、それを充実させることで改悪を防ぐことになりま。憲法を蹂躪するような集団的自衛権、TPP、原発再稼働、消費税などを国民の声で阻むことが一番必要です。

九条の会の運動はこれまでの平和運動、市民運動にはない、三つの特徴をつくったと思っています。一つ目は、自衛隊も安保も認める良心的な保守の人たちとも一緒に組んで、国民の過半数で改憲反対の輪をつくる狙いを持ったこと。二つ目は地域を拠点にした運動であること。九条の会は現在全国に七五〇〇の組織があります。9条だけでなく、構造改革、原発、医療、介護、市町村合併、TPPの問題も取り上げて、地域に憲法を生かした暮らしができる運動体になっている。これらが長続きの

特徴です。三つ目は中高年を組織した初めての社会運動だということですが、いままでの平和運動は学生、青年の運動でした。母親大会も若い母親たちの運動でした。

いまだこの九条の会も課題になっているのは、どうすれば若い人が増やせるかということですが、でも心配することはまったくありません。いまの憲法は厳しい戦争を経てつくられた平和憲法ですが、日本の若い人たちは生まれた時から9条がありました。空気なのです。しかし9条は空気ではないということ、私たちが守ってきたから、いまがあるのだということをしつかり伝えることが大事です。

三・一一の後一万五千人の若い人がネットを通じて高円寺に集まりました。そして官邸前、国会前と輪が広がっていきました。彼らは自分たちが立ち上がらなければならないと思ったのです。それは彼らが理解すれば立ち上がることができるということなのです。

いま改憲そのものについては、戦後始まって以来の大きな分岐点に立たされています。改憲を本当に阻むためには、ただ反対というのではなく、中国や北朝鮮との関係、尖閣問題、原発問題、消費税増税等の問題

について、憲法に沿った社会というもの、本当に日本の社会を前進させるものだという、具体的に確信をもった道筋を多くの国民に示していくことが必要なのです。大事なことは保守も含め、憲法を守るという一点で大きな輪をつくり、私たちがもう一回立ち上がって巻き返すことです。

要約、文章化の責任は
鎌倉・九条の会にあります。

参加者の感想

アンケートのご協力

ありがとうございます。
いくつかをご紹介します。

★たいへん明解に、いまの政治状況のなかでの憲法の意味を教えられました。特にマスメディアの構造的限界とその悪い役割、そして民衆の手にあるメディア手段（インターネット、ミニコミなど）の大切さ。午後は、自民改憲案の遠大な価値観の転機への戦略、そして市民的運動による戦いへの勇気を与えられました。

★憲法学校は初めて参加しました。

渡辺先生のお話は、わかりやすく資料も示していただき、参考になります。あとでゆっくり資料を読み、きちんと学びたいと思います。何か大きな動きができたときは、もう大きな流れで止めるのが難しいという状況になることがいままでの歴史のなかで示されています。私たちが賢くなり、正しい判断をして、同じ思いの人とつながっていくことの大切さをつくづく感じます。ありがとうございます。

★原発に恐怖で硬直していた「第1回」から1年。周囲に助けられ学びに接することができたかなと、お話を聴いていて思いました。さまざまなお話がとても腑に落ちているから・・・。マスコミ、大人の責任、自身の生き方、次世代、さまざま、いままでホーっとしていたことが、くっきりとした輪郭を持つてきました。子どもものつまづきのおかげで、教育にまでおよぶ権力の影響を実感しました。“教育”って何なんでしょ!!!弱者であるがゆえに人間らしくいられるということには感謝。多様性が許される社会でありたいと願います。「一番病」からそろそろ回復し、「人間らしく生きること」

を追求しないと、技術力、人間力は育たないし、日本の未来にもつながらない。9条の可視化：。大変だけど面白そうです。最後に少し希望と方向性をいただけたことに感謝します。

★こんなに集約的で充実した学習会は初めてです。憲法を学びなおし、これからの運動の方向が見えた思いです。

★民主の誕生を、歴史の転換と一時でも思った私たちが思わぬ大連立へ向かい、いまや政府の思うところでもごり押しが通る事態になっていった。ここでもう一度立ち上がる必要はわかってても、一方で原発の長引く状況が重くのしかかる。それでももう一度9条の持つ重みを、少しでも拡散したい、と今日の話で思い返してこれからをグループとともに進みたいと思う。

★たいへん勉強になりました。現在の政治状況のなかで危機感を持っていました。渡辺さんのお話からとにかく学習、そして市民運動の大切さを痛感しました。九条の会を核にして憲法の改悪をどうしても「阻止」していかなければならないと思います。少し展望が開けたかもしれません。

九条の会講演会 に参加して

二〇一二年九月二十九日(土)
東京・日比谷公会堂

昨年の九条の会講演会は、呼びかけ人の三木睦子さんの志を受けついでがテーマの一つでした。三木睦子さんは鎌倉・九条の会発足の時、講演されましたが、その後お話を聞く機会はなく、お年のこともあり、活動を控えているのだと思っていました。

大江さん、奥平さん、澤地さんのそれぞれの立場や観点から三木睦子さんの九条の会での活動の様子や人柄などのお話を聞き、どんな人でどんな活動をされていたのかあらためて知ることができました。いろいろな所を回り、多くの人たちに平和・九条の大切さを訴え続けてこられたということです。

また小森さんは、九条の会の文字通り草の根の活動が、改憲勢力に立ちはだかる大きな壁をつくった世論を生み出したと話されました。

その大きな力が発揮できた根の部分にあるさまざまな思想、信条、立場考え方の違いをもった人たちが、憲法9条を守ろうという一点で手を繋ぐ幅広い連帯があったことがわかりました。

それは九条の会の呼びかけ人のメンバーを見ればわかります。その一人として三木睦子さんは、首相の妻として生きつつ9条改憲に反対し続けてこられたところが九条の会の幅や奥深さを、広く深くしてきたのではないかと思いました。そういうかけがえのない三木睦子さんの志を受けつぐということは、これからより幅広く、多様な活動に目を向け、思想や信条、考え方のちがいを越えてより大きな運動をしていくことなのではないかと思いました。

鎌倉いち場に 参加して

二〇一二年十月十四日(日)

鎌倉海浜公園で開かれた第8回鎌倉いち場に鎌倉・九条の会として初めて参加しました。知る場、売る場、食べる場、交わる場のうち、知る場

の一団体としてです。

原発についてシール投票をおこないました。5月3日の憲法記念日にモシール投票をおこないましたが、質問項目はその時とは変えました。153人の方が投票してくださいました。結果は次のとおりです。

原発はいらない	134人	88%
原発は必要	8人	5%
わからない	11人	7%

また「さよなら原発一〇〇万人署名」にも50人の方が協力してくださいました。静岡県、埼玉県など県外の方、県内でも横浜、川崎、相模原など遠くからの多くの人も署名してくれました。

風が強く、途中から雨が降り出してとても寒くなり、早めに退散しました。引き上げる前に、シール投票板を外して、会場を歩いて投票を集めたところ次つぎと応じていただき、

もっと早くこうすればよかったと思いました。原発関係の他の団体やエネルギーやゴミ問題の団体とも交流できました。知る場の一角に設けられたみんなが話し合う場には準備不足もあり、初めてのことで参加できませんでしたが、次回は9条のことを話し合う場を設定できたらいいなと思いました。

二〇一二年
11・11 反原発
100000人
大占拠に参加して

7月29日にひとりで日比谷公会堂について国会へ行ったとき、正門前までたくさんの人でたどり着けませんでした。今回は正門前で話しを聞きたいと思い、早い時間に正門前を目指しました。少し離れたところがあいていて座ると、間もなく都知事候補の宇都宮健児さんが歩いてこられビラをもらいました。座れた場所はよく聞こえないので集会が始まって聞こえる場所で立って聞きました。福島瑞穂さん、志位和夫さん、落合



恵子さんの三人の話はよく聞こえましたが、坂本龍一さんからのメッセージは本人の生の録音でほとんど聞こえず、声のはっきりした人の代読で聞きたいと思いました。

国会のまわりは、強い雨にもまげず、人・人でいっぱいでした。若者・子ども連れの夫婦、中年、高齢者まであらゆる年代の人たちが、再稼働反対、原発ゼロの熱い思いで集まってきました。寒さは感じませんでした。

落合さんの話のなかで「この風雨のなかで、私たちは福島の人たちの生活を少しでも共有しているのではないか：」という言葉がいつまでも心に残りました。皮膚感覚を通して、原発ゼロをめざすんだ。集会の感動を胸に堀端を東京駅まで歩いていくとき、愛知へ夜行バスでこれから帰るといふグループに会いました。参加して本当によかった。この10万人の思いが政治に反映してほしいと強く思います。

お知らせ

☆憲法のつどい2013鎌倉 鎌倉・九条の会発足8周年

《原発と日本国憲法》

5月31日(金) 19時～

鎌倉芸術館大ホール(大船駅から徒歩約10分)

入場券; 1,000円

内橋克人さん

落合恵子さん

金子勝(慶応大学教授)さん

*詳細は、チラシ・ホームページをご覧ください。

*チラシ・ポスターが必要な方は鎌倉・九条の会までご連絡ください。

☆毎月9の日行動

鎌倉・九条の会は毎月9日に鎌倉駅東口でリーフを配っています。短時間でも一緒に!!

毎月9日 平日 15時～

土・日・祝日 11時～

小町通・鳥居前、九条の会・旗の前に集合
(雨天の場合地下道)

成人の日 9の日行動

毎年1月の9の日行動は、成人の日におこなわれています。今年は雪が予報され、どうするかヤキモキしました。一度はやることに決めましたが、だんだんと雪が降り積もり、やむなく中止しました。9の日行動を始めてから6年半近くになりますが、初めてのことです。

成人の日にはいつものリーフに加え、メッセージ、鎌倉・九条の会作成の憲法手帳などを配布しています。みなさまの周囲に成人を迎えた方がいらっしゃいましたら、差し上げたいとおもいます。ご連絡をお待ちしています。

☆3月3日(日)

13時30分～16時(13時開場)

～憲法9条の新たな危機に抗して～

明治大学リバティータワー 1階1012教室

(JR御茶ノ水駅御茶ノ水橋口から徒歩約6分)

共催; 九条の会事務局・九条科学者の会

*詳細は、九条の会ホームページをご覧ください。

☆3月9日～11日

「つながろうフクシマ!

さようなら原発大行動」

3月9日(土) 明治公園

「つながろうフクシマ! さようなら原発集会」

11時～ ブースやトーク

14時～ 集会

15時15分～ デモ出発

主催; さようなら原発1000万人署名市民の会

3月10日(日) 日比谷野外音楽堂ほか

「0310原発ゼロ☆大行動」

13時～ 集会

14時～ デモ出発

17時～19時 国会前集会

(国会議事堂正面前、その他各省庁前で抗議)

主催; 首都圏反原発連合

3月11日(月) 品川区立総合区民館

「きゅりあん」(JR「大井町駅」1分)

「つながろうフクシマ!

さようなら原発講演会」

18時30分～20時30分

主催; さようなら原発1000万人署名市民の会

*詳細は、各ホームページをご覧ください。